

南国税務署からのお知らせ

税務署の確定申告会場は令和2年2月17日(月)開設!

- ☆ 税務署の確定申告会場の開設期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)までの平日です。(上記より前は確定申告会場を設置しておりませんのでご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。)
- ☆ 受付時間は、午前8時30分から午後4時です。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。
- ☆ 期間中(特に午前中や3月16日)確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

電話による申告相談をご利用ください!

令和2年1月17日(金)から3月16日(月)まで、「確定申告電話相談センター」で所得税及び復興所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。受付時間は午前8時30分～午後5時です。

なお、土・日・祝日等については、2月24日(月)及び3月1日(日)のみ、電話相談を行っております。所轄の税務署にお電話いただき、自動音声に従い、『0』を選択してください。

※確定申告以外の国税に関する一般的なご相談をご希望される方は、自動音声に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつなぎします。

医療費控除に提出書類の簡略化

平成29年分の確定申告から医療費控除を受けられる場合には医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※ 医療費領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

※ 2019年分までの確定申告では、これまでどおり医療費の領収書を提出することも可能です。確定申告書・医療費控除の明細書は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」できるほか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。

■問い合わせ/ 南国税務署 ☎863-3215

税務課からのお知らせ

個人住民税(市・県民税)の申告

「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」の作成はご自身で!

申告受付の効率化のため、市役所1階ホールに受付会場を設置し、申告内容や添付書類などを確認した後、順次申告窓口にご案内しています。

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」の集計など添付資料を作成していない場合は、ご本人に作成していただいてからの受付となりますので、添付資料は事前に作成の上、申告にご来庁ください。

年金受給者などの方で所得税の確定申告をする方についても、期間中は市役所で申告を受付できますが、分離所得・新規の住宅ローン控除のある方は税務署で申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告を済ませた方は個人住民税の申告は必要ありません。

■申告期間: 2月17日(月)～3月16日(月)

■受付時間: 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時

ただし、混雑状況によっては長時間お待ちいただく場合や、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。

■備考: 「医療費控除の明細書」には、治療を受けた人、病院・薬局別にそれぞれ合計金額等の記載が必要です。なお、確認のため医療費の領収書も持参してください。

要介護認定を受けている方へ

介護保険の要介護認定を受けている方は、所得税の確定申告や個人住民税の申告をする際に次の控除を受けられる場合があります。

■障害者控除/2019年の12月末日時点において、南国市で介護認定を受けている方のうち、要介護2～5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無に関わらず、障害者控除の対象となります。その場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

■医療費控除/施設に入所または在宅サービスを利用している方が負担しているサービス費の中で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記載されているものは医療費控除に該当しますので、控除を希望する方は「医療費控除の明細書」を添えて申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。なお、確認のため、当該領収書も持参してください。

※「障害者控除対象者認定書」の発行については、長寿支援課介護保険係(☎880-6556)まで

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ

2019年中にふるさと納税をされ申告特例申請書を提出された方で、次のいずれかに該当する方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用できませんのでご注意ください。

①2019年中の所得に対して確定申告書または市民税・県民税申告書を提出する必要がある方

②寄附をした自治体数が6以上となる方

※ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした給与所得者等が、確定申告しなくても翌年度個人住民税の寄附金税額控除を受けることができる制度です。

※確定申告が必要になった方は、確定申告をする際に寄附先の市町村から交付される寄附金の受領証明書が必要となります。

■問い合わせ/ 税務課市民税係 ☎880-6554

よつば司法書士法人 高知駅近く

相続や遺言のお手続きはお任せください。

初回ご相談 無料

相続 遺言 生前贈与

まずはご相談を

ご予約電話 088-826-2080 高知市栄田町3丁目6番15号 定休日土・日・祝・年末年始

地域に密着した歯科医院 きよおか歯科 南国市篠原120-12

ご予約は088-802-8148へ または www.kiyookadental.com から



歯科衛生士、歯科助手 募集中 詳しくはハローワークの求人をご覧ください。訪問診療のご相談を受け付けておりますのでご利用ください。